

議案第 2 号

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第2号 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案

国家公務員に準じ、時間外勤務命令を行うことができる時間の上限を規則で定めるための規定を加えるものです。